

第78回 社会保障審議会医療保険部会
(H26.7.7) 小林委員提出資料

全国健康保険協会（協会けんぽ） 傷病手当金受給者の状況について

平成26年7月7日

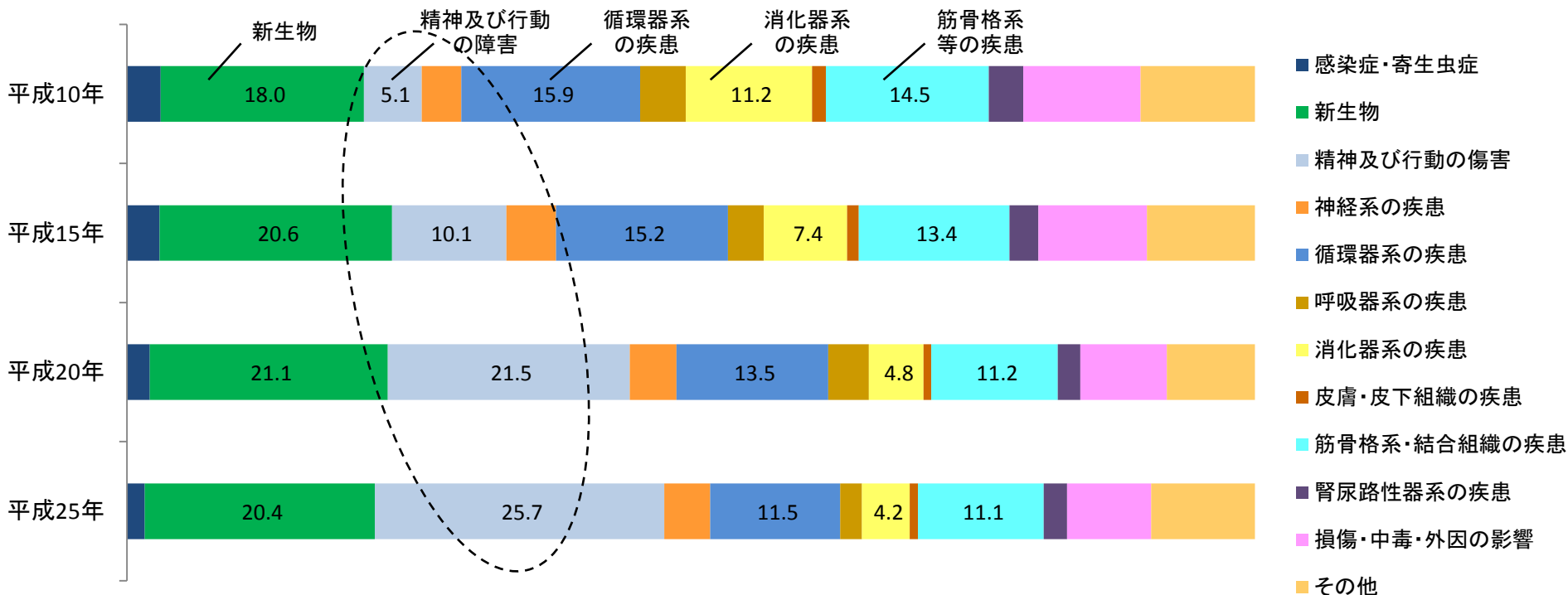


全国健康保険協会

協会けんぽ

傷病手当金の傷病別件数構成割合の推移

- 傷病手当金の受給の原因となった傷病別に件数構成割合を見ると、平成25年では、精神及び行動の障害が25.7%と最も高く、実数も平成10年では5,505件だったのが、平成25年では22,161件と、約4倍の増加となっている。次いで、新生物(20.4%)、循環器系の疾患(11.5%)、筋骨格系及び結合組織の疾患(11.1%)となっている。
- 経年変化を見ると、特に、精神及び行動の障害が、平成10年では5.1%であったのが、平成25年では25.7%と大幅に増加している。一方、消化器系の疾患は、減少している。



	傷病手当金の件数	うち、精神及び行動の障害を受給原因とする件数
平成10年	107,540件	5,505件
平成25年	86,332件	22,161件

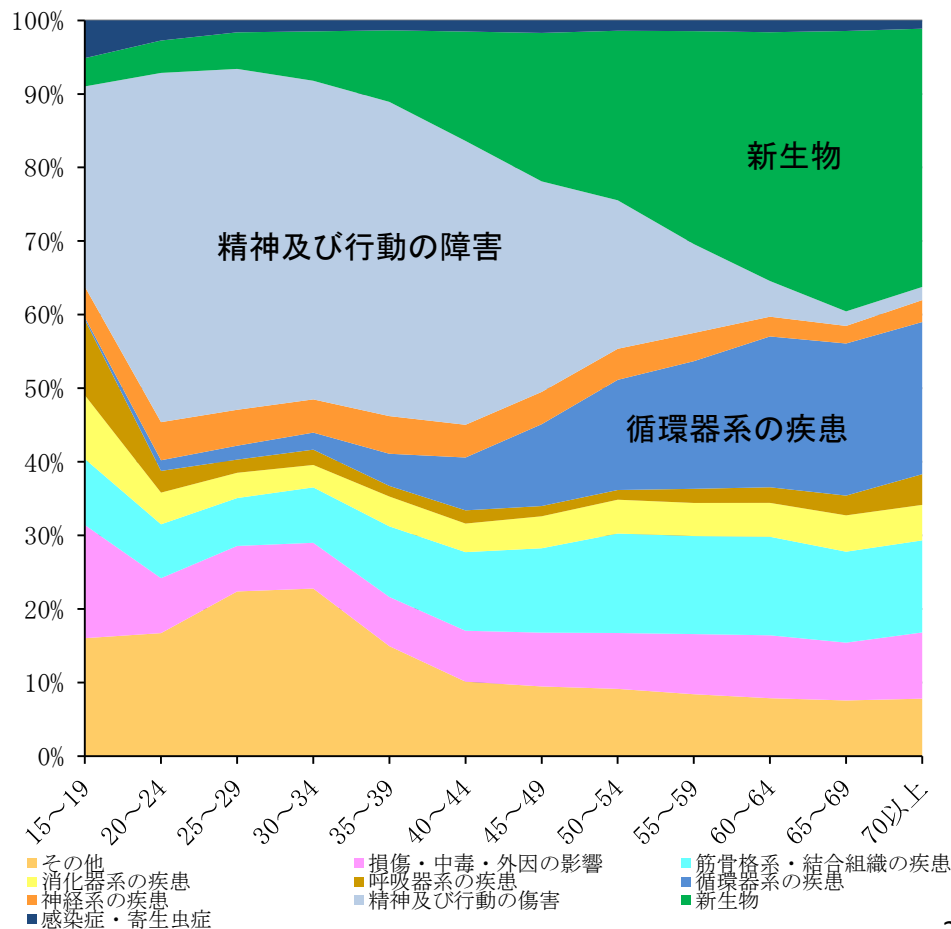
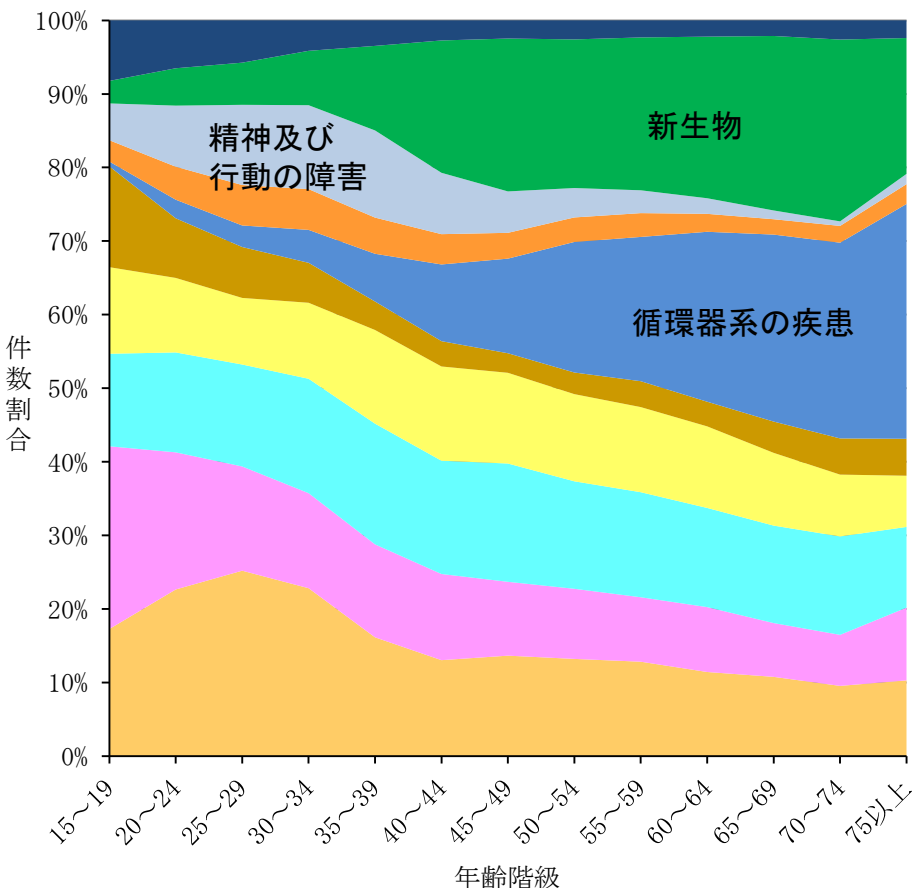
約4倍

年齢階級別にみた傷病手当金の傷病別件数割合

- 年齢階級別に見ると、精神及び行動の障害が50歳未満で最も割合が高く、20歳～39歳では40%を超えるが、年齢が高くなるに従い、減少している。一方、新生物の割合は、年齢が高くなるに従い増加し、55歳以上の各階級では最も割合が高くなり、25%となっている。
- 平成10年当時と比較してみると、若年層における精神及び行動の障害の増加が著しい。

< 平成10年 >

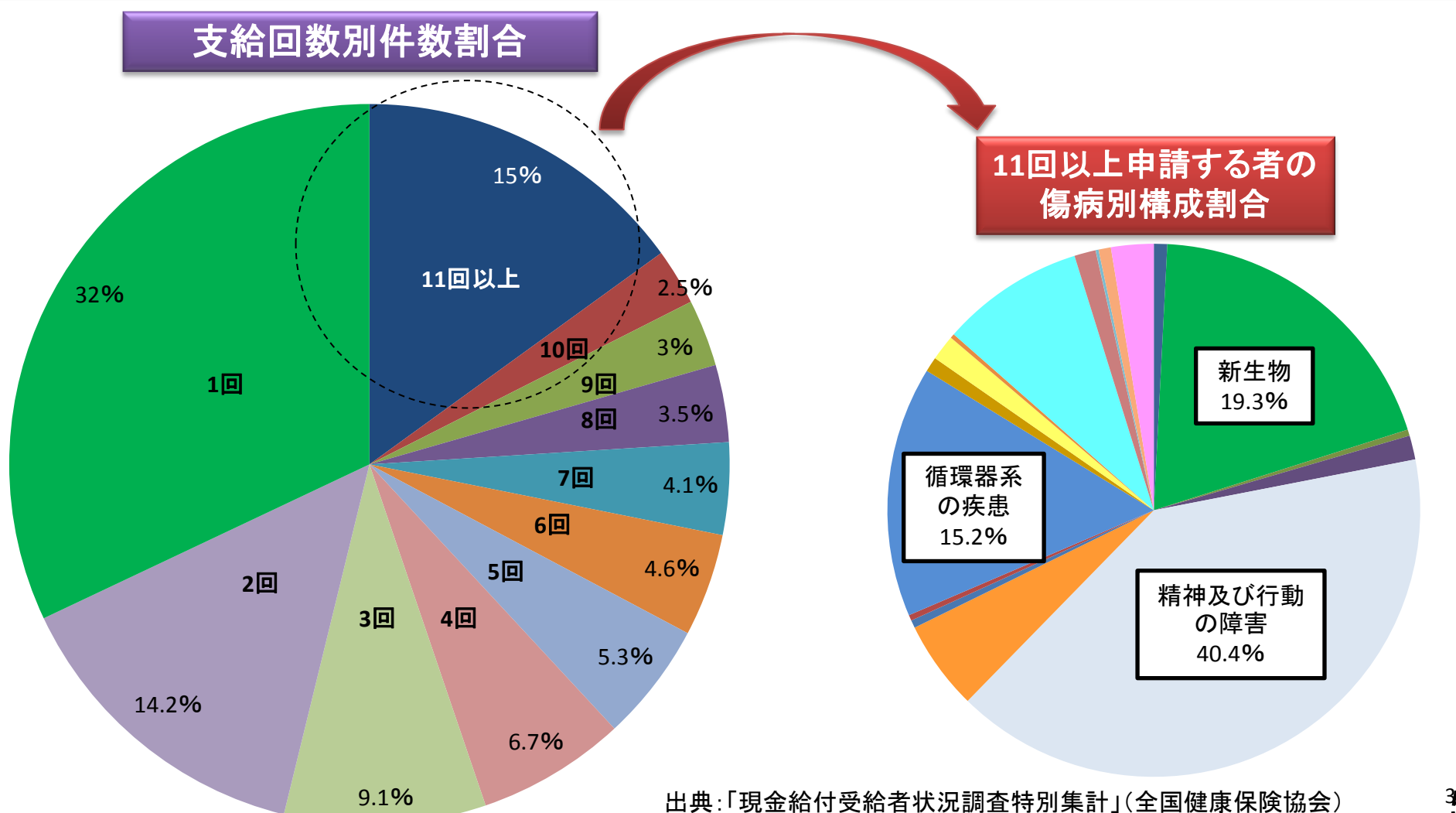
< 平成25年 >



出典:「現金給付受給者状況調査」(全国健康保険協会)他

傷病手当金の支給回数別の支給状況(平成25年)

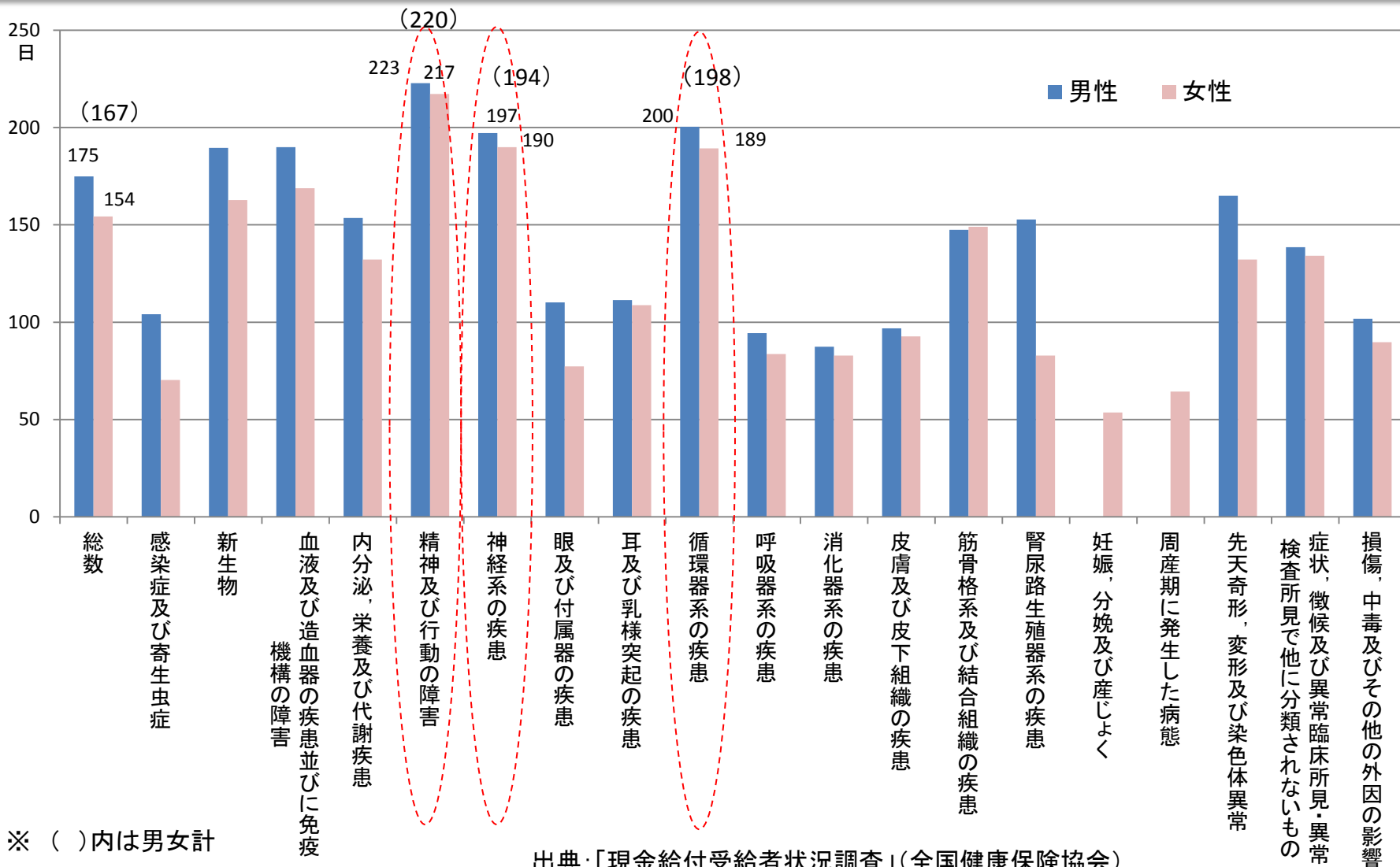
- 傷病手当金の支給回数別にみると、1回が32%で最も高く、回数が増えるに従い件数割合は減少しているが、11回以上申請している者が15%と2番目に高い。
- 11回以上申請する者について、最大では、37回申請している者がいる。受給の原因となった傷病は、精神及び行動の障害が最も高く約4割を占めている。次いで、新生物、循環器系の疾患となっている。



出典:「現金給付受給者状況調査特別集計」(全国健康保険協会)

傷病手当金の傷病別平均支給期間(平成25年)

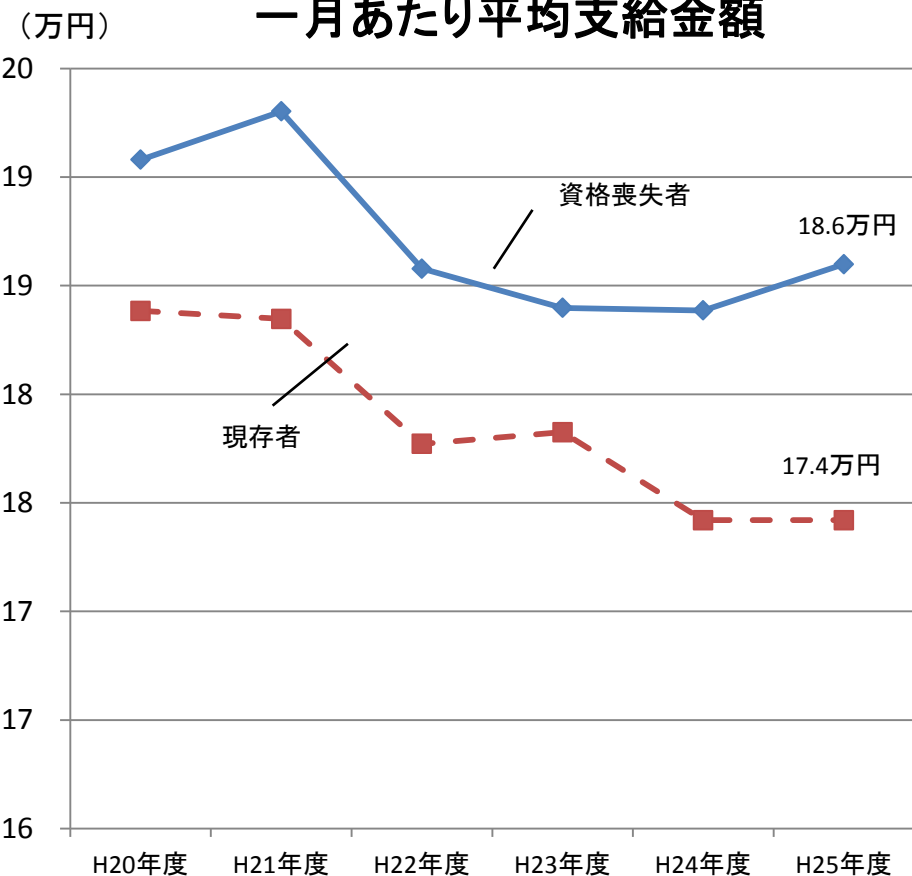
- 支給期間を男女別にみると、平均支給期間は、男性が175日、女性は154日。
- 平均支給期間を傷病別にみると、最も長いのは精神及び行動の障害(220日)であり、次いで循環器系の疾患(198日)、神経系の疾患(194日)となっている。



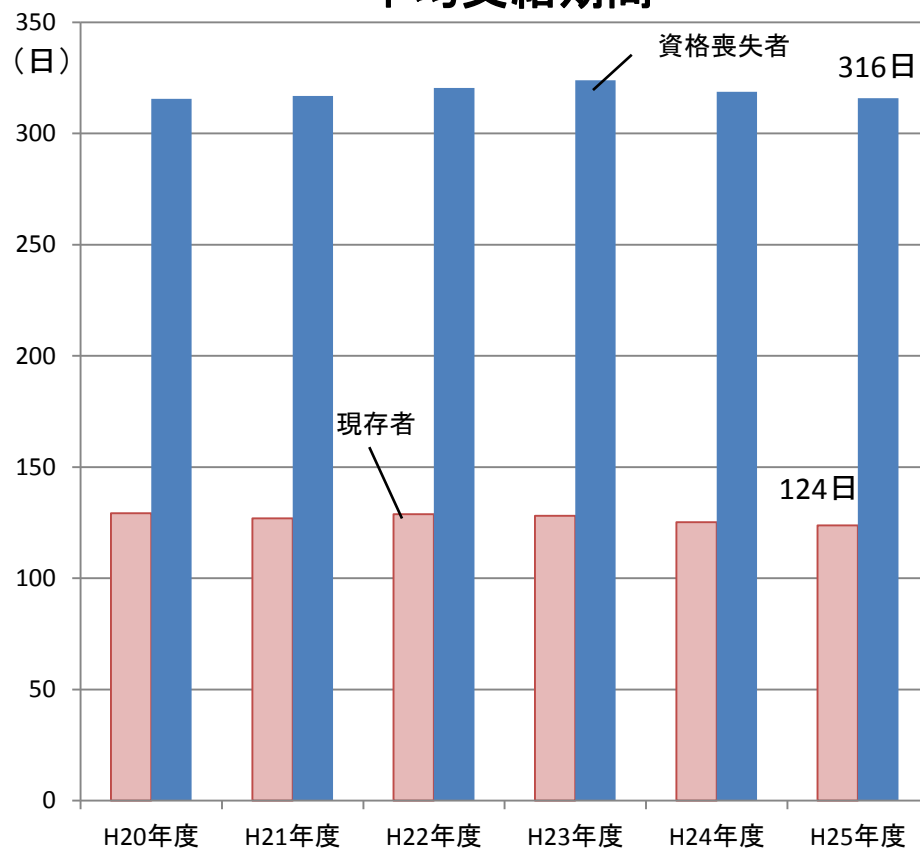
現存者と資格喪失者の傷病手当金支給額・支給期間の比較

- 現存者と資格喪失者の傷病手当金の平均支給額を比較すると、平成25年では、現存者が月17.4万円である一方、資格喪失者が月18.6万円であり、現存者よりも約1万円高い金額で推移している。
- 平均支給期間では、平成25年では現存者が約124日である一方、資格喪失者は約316日であり、資格喪失者は現存者の約2.5倍の支給期間で推移している。

一月あたり平均支給金額



平均支給期間



(注1) 資格喪失者とは、各年度10月末時点のデータを基に、各年度10月に支給した傷病手当金の支給開始以前に資格喪失している者

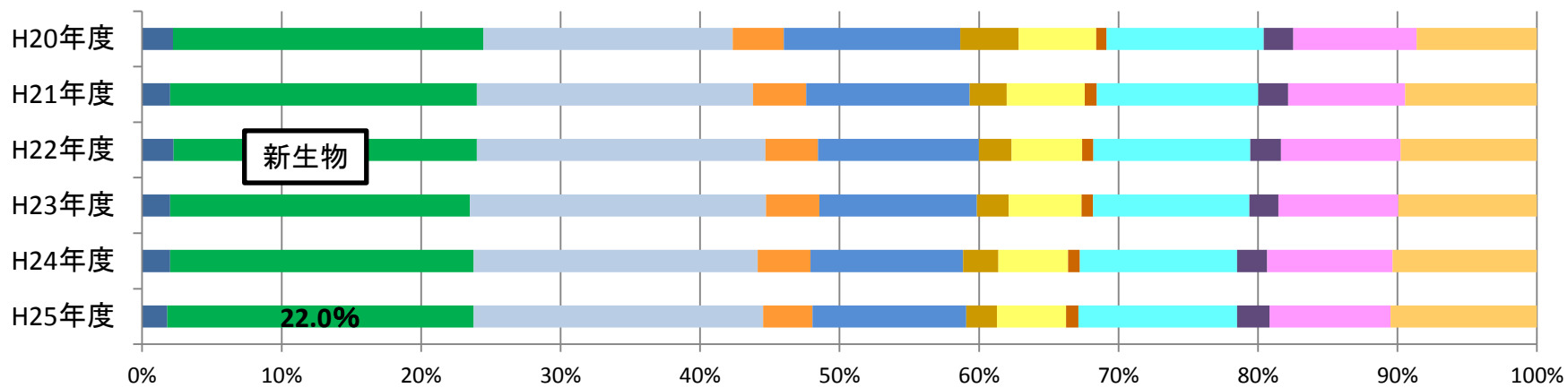
(注2) 平均支給金額は、各年度10月に支給した傷病手当金の支給金額の平均

出典:「現金給付受給者状況調査特別集計」(全国健康保険協会)

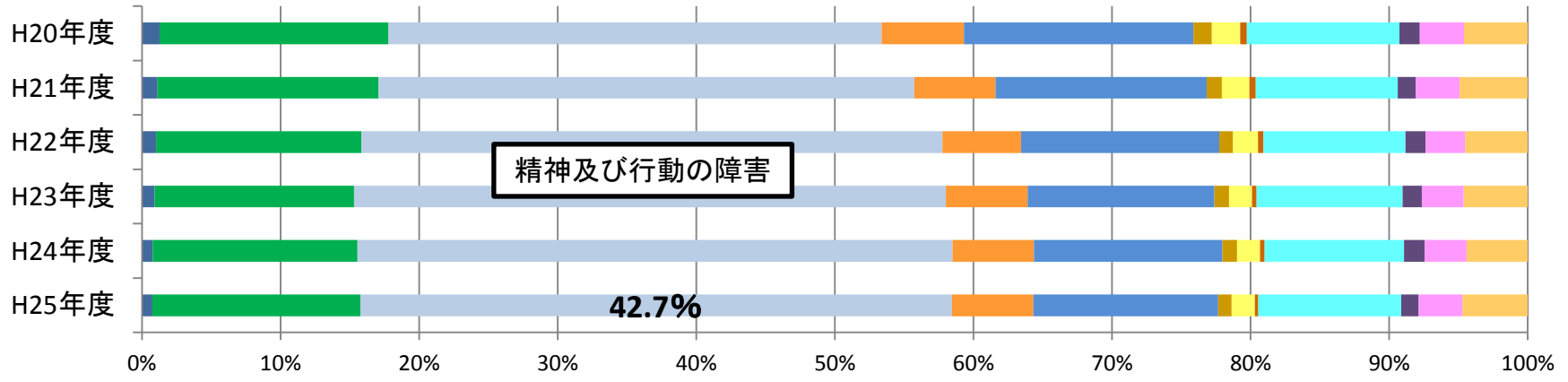
現存者と資格喪失者の傷病手当金の受給原因の比較

- 現存者と資格喪失者の傷病手当金の受給原因となった傷病を比較すると、平成25年では現存者で最も多いのが新生物(22.0%)であるのに対し、資格喪失者では精神及び障害の行動(42.7%)が最も多く、経年変化を見ても、ほぼ同じ傾向で推移している。
- なお、資格喪失者の傷病手当金受給者のうち、精神及び行動の障害を受給原因とする者の平均支給金額は平成25年で19.5万円、平均支給期間は318日と資格喪失者の中でも金額が高く、期間も長い。

(現存者)



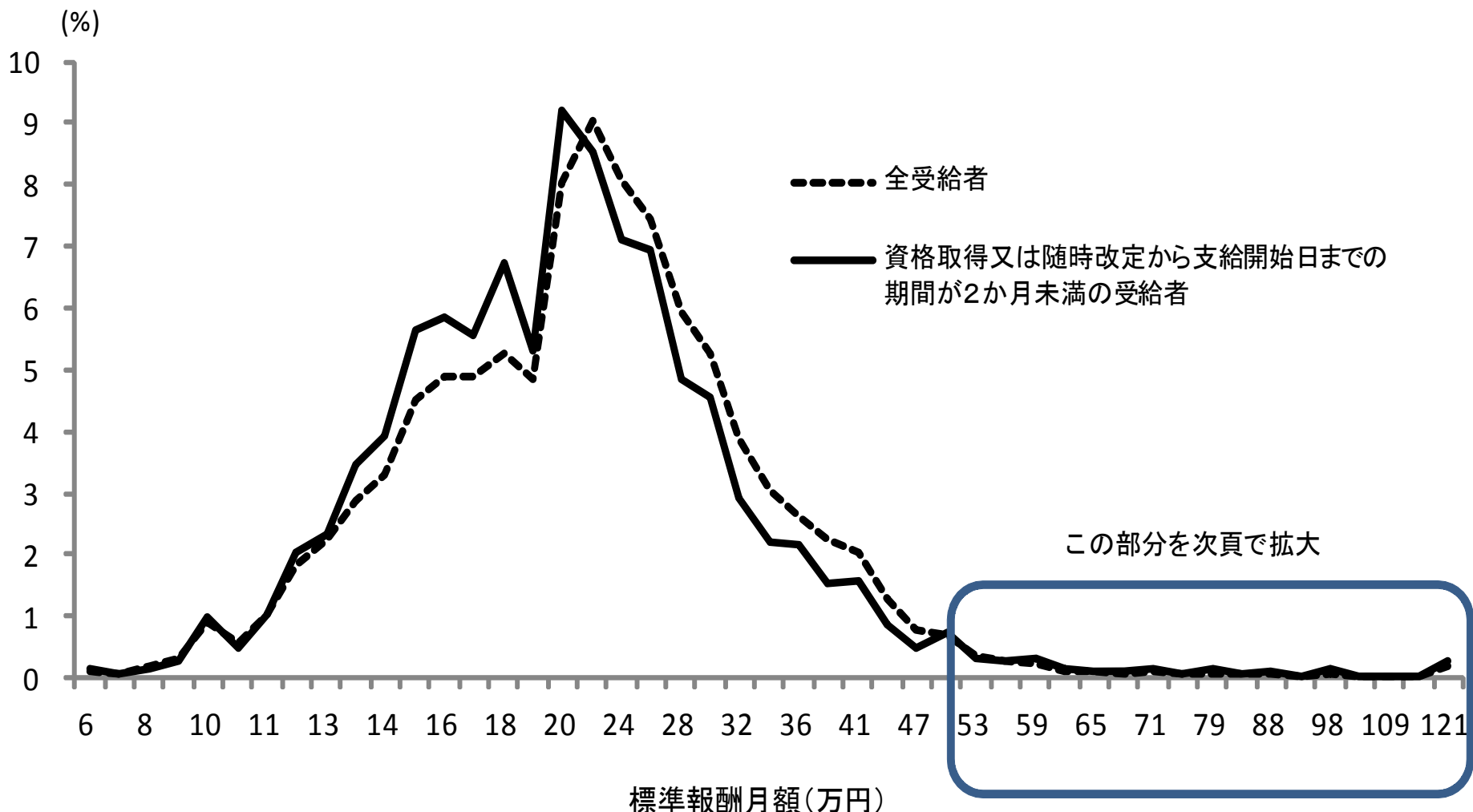
(資格喪失者)



- 感染症及び寄生虫症
- 新生物
- 精神及び行動の障害
- 神経系の疾患
- 循環器系の疾患
- 呼吸器系の疾患
- 消化器系の疾患
- 皮膚及び皮下組織の疾患
- 筋骨格系及び結合組織の疾患
- 腎尿路生殖器系の疾患
- 損傷、中毒及びその他の外因の影響
- その他

出典:「現金給付受給者状況調査特別集計」(全国健康保険協会)

傷病手当金受給者の標準報酬月額別構成割合

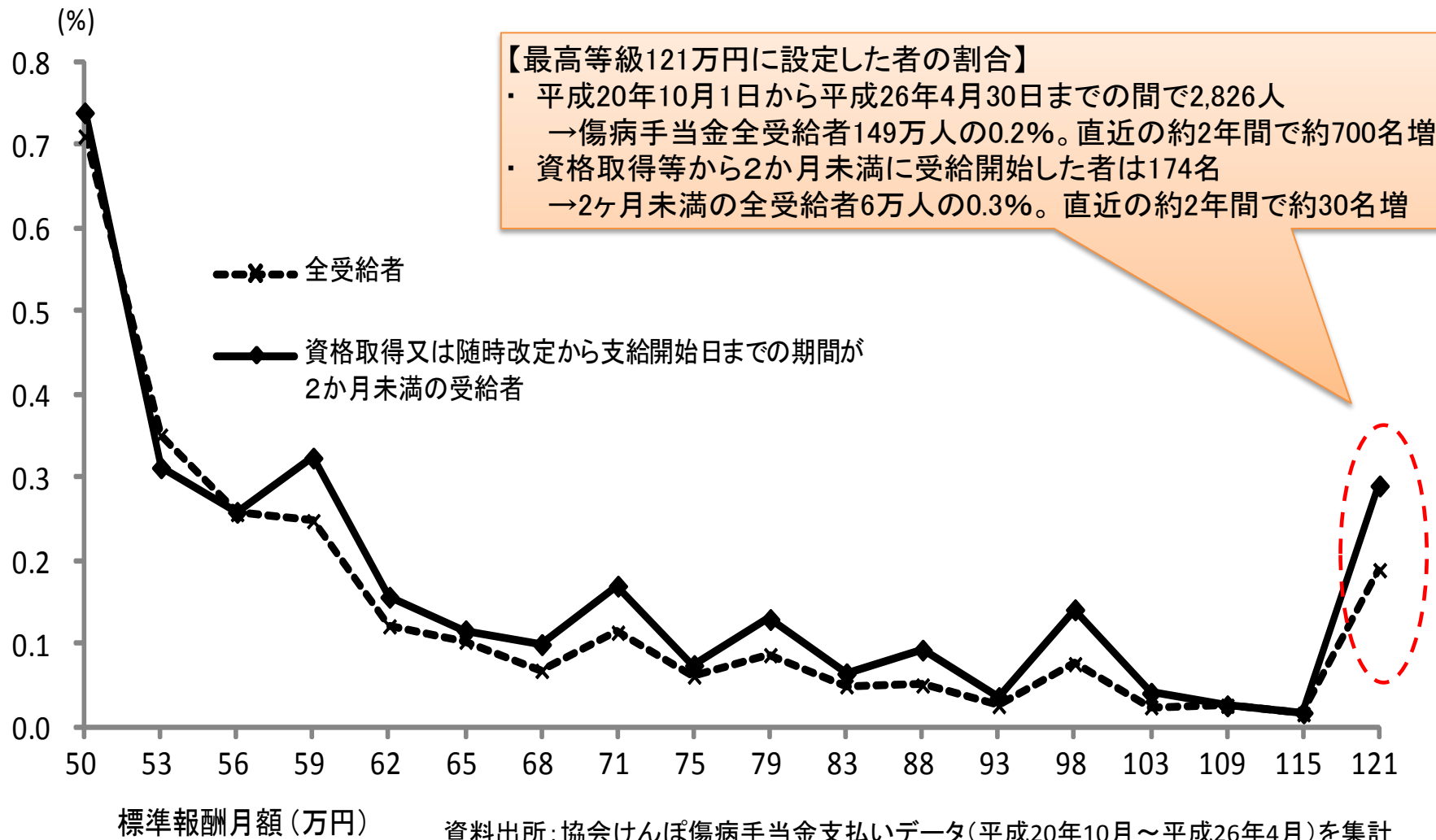


(注) 対象は、平成20年10月1日～平成26年4月30日までに傷病手当金の支払のあった受給者（149万人）。

(参考) 平成25年度の平均標準報酬月額 277,116円

傷病手当金受給者の標準報酬月額(50万円以上から最高等級まで)別にみた構成割合

- 標準報酬月額別に見ると、標準報酬月額が高い層では、資格取得等から傷病手当金の支給開始までの間が2ヶ月未満の者の占める割合が高い。
- 特に、傷病手当金受給までの2ヶ月以内に最高等級(121万円)に設定している層は顕著である。



全国健康保険協会管掌健康保険 現金給付受給者状況調査報告

平成 25 年度

全 国 健 康 保 険 協 会

この現金給付受給者状況調査は、協会けんぽのホームページで公表しています。
(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat740/sb7200/sbb7206/260603>)

第一部 傷病手当金

I 調査の概要

1. 調査の目的

全国健康保険協会管掌健康保険(法第3条第2項被保険者を除く。)の傷病手当金の受給者の状況を調査し、事業運営のために必要な基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査の対象

平成25年10月の傷病手当金受給者全員を調査対象としている。

3. 調査事項

受給者の性、年齢、標準報酬月額、傷病名、支給日数、支給金額、支給回数、支給期間及び事業所の状況。

II 調査結果の概要

調査対象件数は86,332件である。平成25年10月の協会けんぽ月報の傷病手当金の実績件数85,357件とは975件の差があるが、これは集計時点の違いによるものである。

なお、この調査の疾病分類は社会保険表章用疾病分類表による。

1. 性別、年齢階級別の状況

性別別に支給件数の割合をみると、男性が59.92%、女性が40.08%であり、被保険者の男女割合と比べると、女性の支給件数の割合がわずかに高くなっている。(表1)

年齢階級別にみると、60～64歳が14.81%で最も高く、次いで55～59歳(13.76%)が高い。男女別では、男性は女性に比べて50歳以上の階級で高くなっている。(表2)

表1 性別別支給件数の構成割合

	男女別割合(%)		男女別被保険者割合(%)	
	男性	女性	男性	女性
合計	59.92	40.08	60.72	39.28

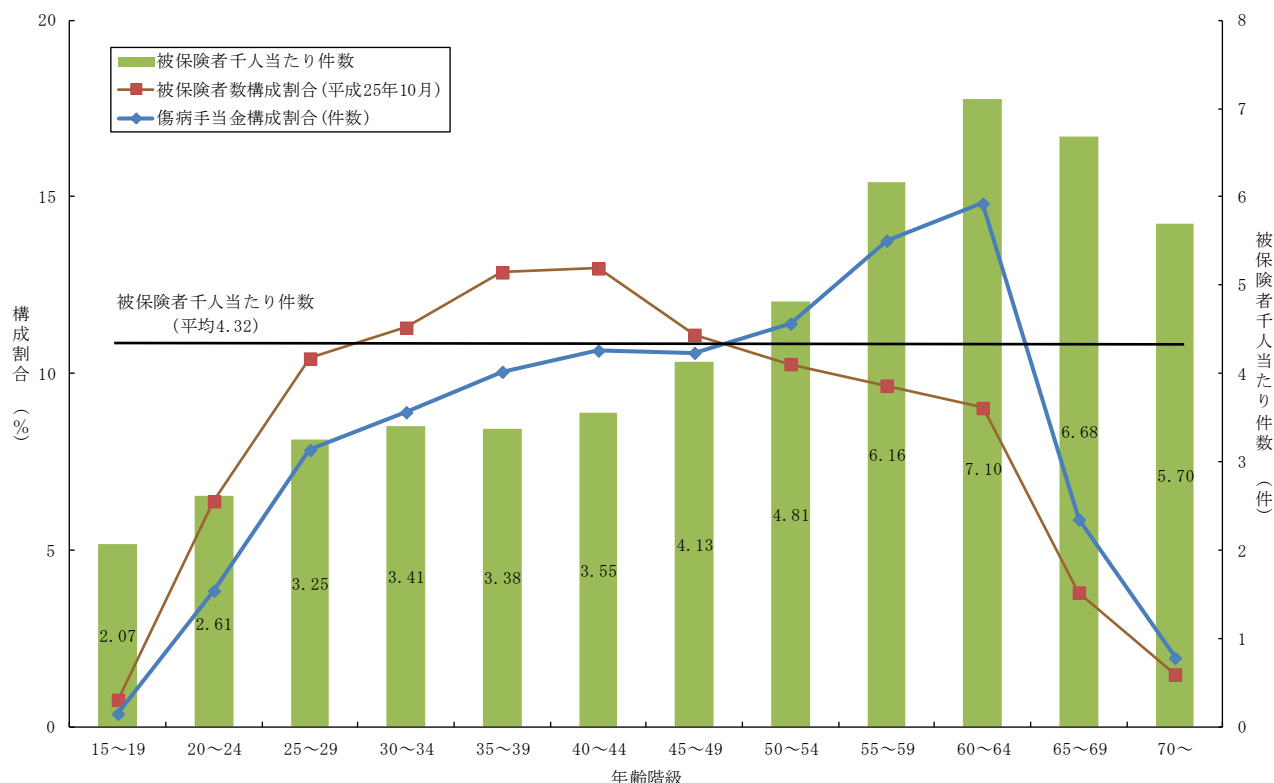
表2 性別・年齢階級別支給状況

	件数の割合(%)			1件当たり日数(日)			1件当たり金額(円)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	100.00	100.00	100.00	32.62	32.06	33.46	176,834	191,273	155,245
15～19歳	0.36	0.27	0.50	24.67	24.49	24.81	89,051	90,660	87,776
20～24歳	3.85	2.31	6.15	30.54	30.42	30.61	130,385	135,862	127,313
25～29歳	7.83	5.24	11.71	31.91	31.49	32.19	153,079	159,505	148,779
30～34歳	8.90	6.85	11.96	31.55	30.71	32.27	163,872	172,716	156,296
35～39歳	10.05	8.77	11.96	31.85	31.17	32.59	178,304	193,260	161,906
40～44歳	10.65	10.32	11.13	31.72	31.05	32.64	182,987	201,093	157,880
45～49歳	10.58	10.21	11.14	32.61	31.80	33.72	194,757	216,770	164,589
50～54歳	11.41	11.86	10.73	32.58	31.48	34.39	195,369	212,408	167,200
55～59歳	13.76	15.46	11.22	33.06	32.01	35.22	194,522	208,487	165,757
60～64歳	14.81	18.44	9.38	33.61	32.97	35.49	166,953	176,010	140,342
65～69歳	5.87	7.74	3.07	34.96	34.32	37.34	164,946	170,573	143,743
70歳以上	1.94	2.54	1.05	37.54	36.96	39.65	178,379	188,857	140,554

傷病手当金の支給件数の年齢階級別構成割合を被保険者の年齢階級別構成割合と比較したものが図1であり、50歳未満では傷病手当金の支給件数の割合が低く、50歳以上では高くなっている。特に、55歳から64歳までの階級では被保険者の構成割合に比べ大幅に高くなっている。その結果、被保険者千人当たり件数は若い年齢で低く、年齢が高くなるに従い増加し、65歳以降は緩やかな減少傾向となっている。

1件当たり日数の平均は32.62日であり、男女別にみると、男性が32.06日、女性が33.46日となっており、女性の方が長くなっている。年齢階級別にみると、男性、女性ともに20歳未満で30日未満となっているが、年齢が高くなるに従い期間が長くなる傾向がみられ、男性では70歳以上で、女性では55歳以上で35日以上となっている。また、全ての年齢階級では男性より女性の方が長くなっている。(表2)

図1 年齢階級別傷病手当金件数、被保険者数の構成割合と被保険者千人当たり件数



2. 傷病別の支給状況

傷病手当金の受給の原因となった傷病別に件数構成割合をみると、精神及び行動の障害が25.67%で最も高く、次いで新生物(20.40%)、循環器系の疾患(11.54%)、筋骨格系及び結合組織の疾患(11.14%)、損傷・中毒及びその他の外因の影響(7.46%)となっている。男女別にみると、男女ともに精神及び行動の障害が高く、男性では23.69%、女性では28.61%となっている。(表3)

年度別に傷病手当金の受給の原因となった傷病別の件数構成割合をみると、消化器系の疾患は、平成7年は14.64%であったが、平成25年は4.23%と大幅に減少しており、一方、精神及び行動の障害は、平成7年は4.45%であったが、平成15年には10.14%と10%を超え、平成25年には25.67%と大幅に増加している。(表4)

傷病手当金の傷病別件数構成割合を平成25年10月分の診療報酬明細書(以下「レセプト」と言う。)の傷病別件数構成割合(入院)と比較したものが図2である。精神及び行動の障害、神経系の疾患、筋骨格系・結合組織の疾患は傷病手当金が高く、呼吸器系の疾患、消化器系の疾患、腎尿路性器系の疾患の割合はレセプトが高くなっている。

傷病手当金の傷病別件数構成割合を年齢階級別にみると、精神及び行動の障害が50歳未満で最も

割合が高く、20歳～39歳では40%を超えるが、年齢が高くなるに従い減少している。逆に、新生物の割合は35歳未満では10%未満であるが、年齢が高くなるに従い増加し、55歳以上の各階級では最も割合が高くなり25%以上となっている。(図3)

1件当たり日数を傷病別にみると、先天奇形、変形及び染色体異常が36.62日、新生物が35.57日、精神及び行動の障害が34.00日と長く、一方、呼吸器系の疾患が22.36日、感染症及び寄生虫症が24.02日、消化器系の疾患が24.87日と短くなっている。(分析表第2表の2)

1件当たり支給金額を傷病別にみると、最も高いのは精神及び行動の障害(197,077円)であり、最も低いのは呼吸器系の疾患(114,081円)となっている。(分析表第2表の3)

表3 傷病別・性別・年齢階級別 件数の構成割合

	(%)		
	総数	男性	女性
総数	100.00	100.00	100.00
感染症及び寄生虫症	1.57	1.71	1.36
新生物	20.40	20.42	20.37
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.35	0.28	0.45
内分泌、栄養及び代謝疾患	1.89	2.28	1.32
精神及び行動の障害	25.67	23.69	28.61
神経系の疾患	4.06	4.10	3.99
眼及び付属器の疾患	1.03	1.24	0.72
耳及び乳様突起の疾患	0.66	0.48	0.93
循環器系の疾患	11.54	15.75	5.25
呼吸器系の疾患	1.93	2.17	1.56
消化器系の疾患	4.23	4.99	3.09
皮膚及び皮下組織の疾患	0.74	0.80	0.65
筋骨格系及び結合組織の疾患	11.14	11.03	11.29
腎尿路生殖器系の疾患	2.08	1.70	2.66
妊娠、分娩及び産じょく	3.93	-	9.81
周産期に発生した病態	0.01	-	0.03
先天奇形、変形及び染色体異常	0.29	0.22	0.39
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1.03	0.97	1.12
損傷、中毒及びその他の外因の影響	7.46	8.16	6.40
特殊目的用コード	-	-	-

表4 傷病別 件数の構成割合

	(%)									
	平成7年	平成10年	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
総数	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
感染症及び寄生虫症	3.21	2.98	2.89	2.03	1.81	1.97	1.74	1.72	1.57	
新生物	14.79	18.02	20.59	21.09	20.66	20.13	19.82	20.15	20.40	
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.69	0.72	0.41	0.32	0.36	0.34	0.36	0.38	0.35	
内分泌、栄養及び代謝疾患	3.36	3.15	2.61	1.98	2.18	2.11	2.00	1.89	1.89	
精神及び行動の障害	4.45	5.12	10.14	21.46	23.94	25.64	26.31	25.55	25.67	
神経系の疾患	3.28	3.51	4.41	4.13	4.26	4.21	4.31	4.27	4.06	
眼及び付属器の疾患	1.26	1.18	1.31	1.11	1.10	1.10	1.09	1.08	1.03	
耳及び乳様突起の疾患	0.64	0.67	0.66	0.55	0.59	0.62	0.56	0.69	0.66	
循環器系の疾患	15.24	15.86	15.24	13.45	12.50	12.19	11.80	11.56	11.54	
呼吸器系の疾患	4.20	4.04	3.16	3.62	2.30	2.03	1.99	2.19	1.93	
消化器系の疾患	14.64	11.19	7.40	4.83	4.80	4.29	4.39	4.24	4.23	
皮膚及び皮下組織の疾患	1.24	1.23	1.03	0.69	0.78	0.72	0.71	0.71	0.74	
筋骨格系及び結合組織の疾患	15.00	14.45	13.36	11.22	11.29	11.00	11.06	11.00	11.14	
腎尿路生殖器系の疾患	3.21	3.06	2.55	1.98	1.95	2.03	1.90	2.01	2.08	
妊娠、分娩及び産じょく	1.60	1.77	2.41	2.66	2.92	3.10	3.46	3.63	3.93	
周産期に発生した病態	0.02	0.00	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
先天奇形、変形及び染色体異常	0.80	0.76	0.68	0.26	0.26	0.29	0.25	0.27	0.29	
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2.12	1.91	1.49	0.93	1.03	0.98	0.95	1.04	1.03	
損傷、中毒及びその他の外因の影響	10.24	10.38	9.63	7.68	7.24	7.25	7.28	7.61	7.45	
特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

図2 傷病別件数構成割合の比較

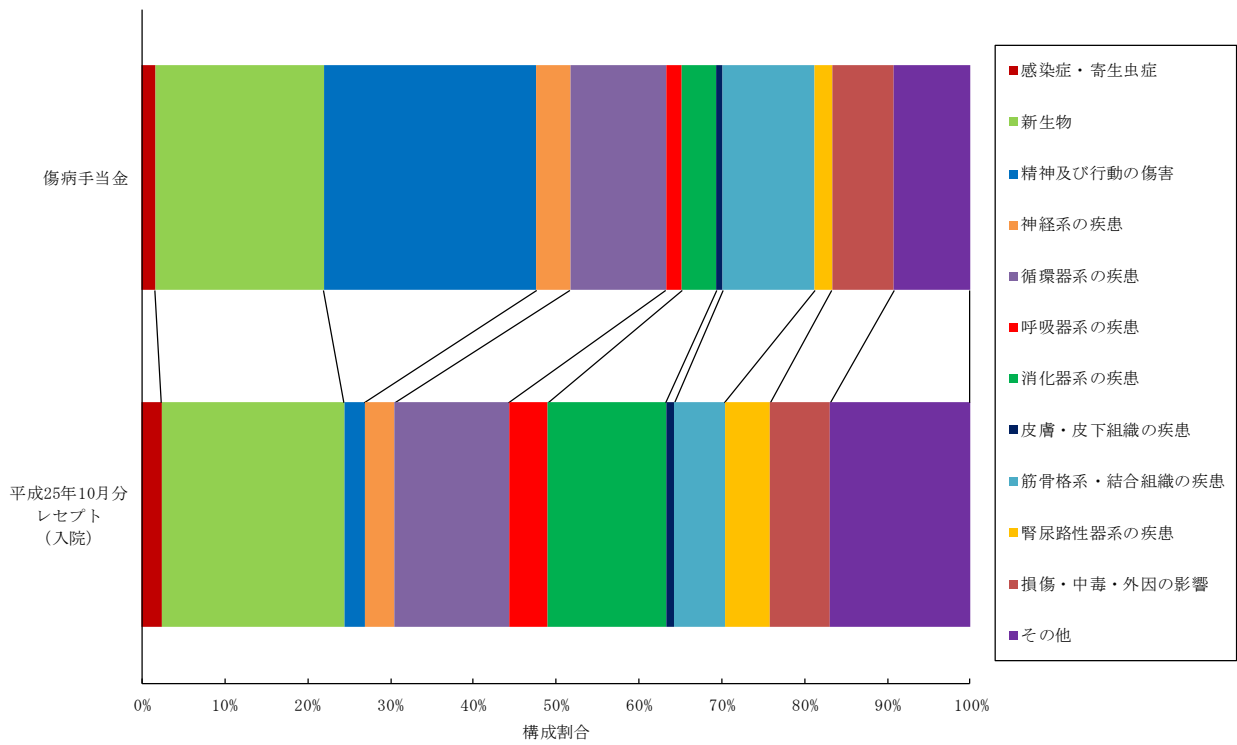
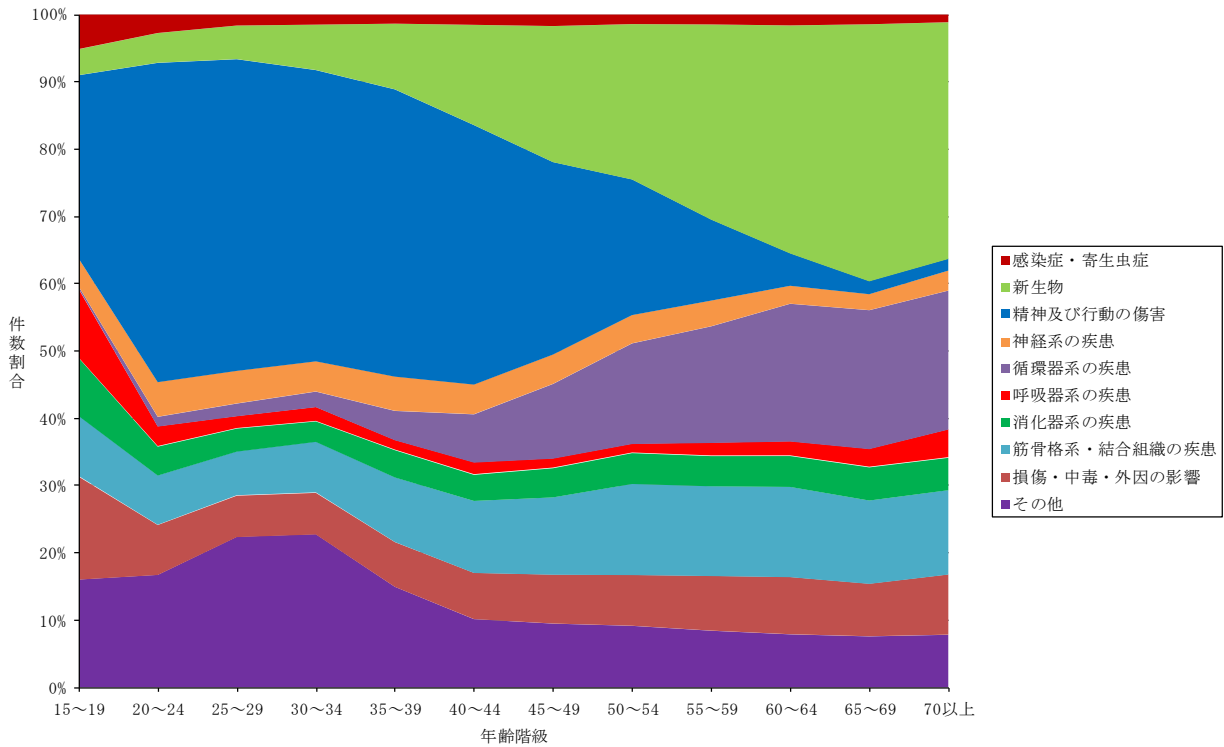


図3 年齢階級別、傷病別の件数割合



3. 事業所の業態、規模別の支給状況

事業所の業態別に傷病手当金の件数割合をみると、医療業・保健衛生(10.60%)、社会保険・社会福祉・介護事業(9.61%)が高くなっている。男女別にみると、男性ではその他の運輸業(11.50%)、道路貨物運送業(9.34%)が高く、女性では医療業・保健衛生(22.04%)、社会保険・社会福祉・介護事業(18.10%)が高くなっている。傷病手当金の件数割合を被保険者の業態別構成割合と比較すると、その他の運輸業、医療業・保健衛生、道路貨物運送業は傷病手当金の割合が高く、卸売業、公務、飲食料品以外の小売業は低くなっている。(分析表第3表)

産業大分類別に被保険者千人当たり件数をみたものが図4である。運輸業・郵便業、鉱業・採石業・砂利採取業、医療・福祉が高く、公務、教育・学習支援業、不動産業・物品賃貸業が低くなっている。

被保険者千人当たり件数を事業所の規模別にみると、件数割合では100~299人の規模が19.89%で最も高く、次いで50~99人(14.72%)、500人以上(12.39%)となっている。これを男女別にみると、男女ともに規模100~299人で最も高く、男性が17.69%、女性が23.17%となっている。(表5)

1件当たり日数は規模が10人未満及び500人以上の事業所では33日を超えているが、他の階級では33日未満となっている。(分析表第4表)

図4 業態別、被保険者千人当たり件数の比較

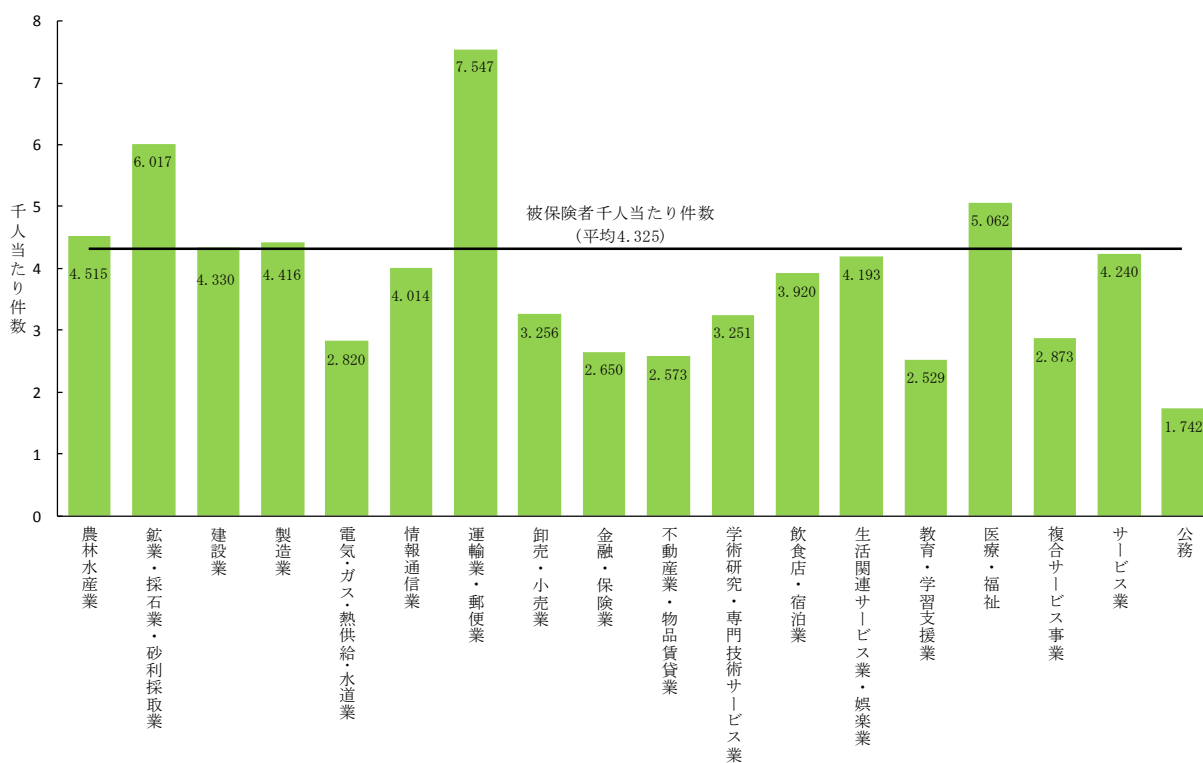


表5 事業所の規模別・性別 支給状況

(%)

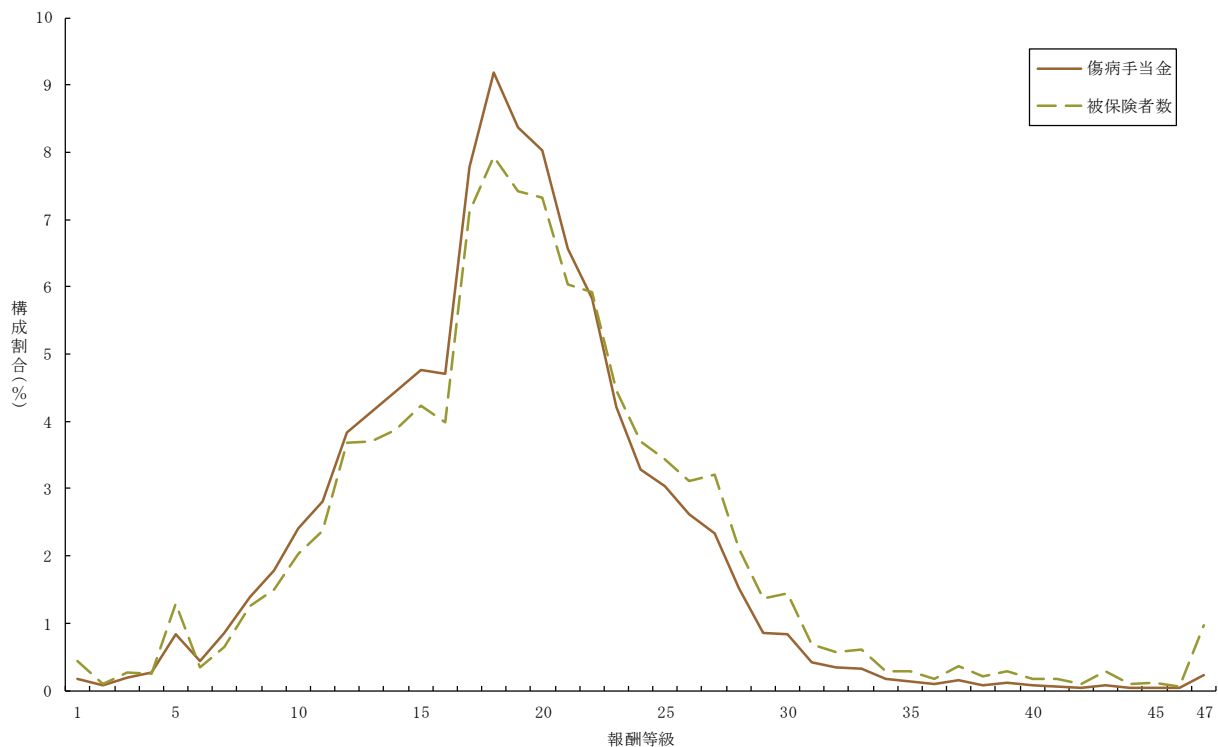
	傷病手当金			(参考)
	総数	男性	女性	被保険者数
総数	100.00	100.00	100.00	100.00
2人以下	3.27	3.89	2.35	3.79
3・4人	3.48	4.00	2.70	4.88
4人以下(再)	6.75	7.88	5.05	8.67
5～9人	8.63	10.02	6.55	10.18
10～19人	12.29	14.27	9.33	12.44
20～29人	8.32	9.30	6.84	7.84
30～49人	10.52	11.36	9.25	9.61
50～99人	14.72	14.19	15.50	13.06
100～299人	19.89	17.69	23.17	17.70
300～499人	6.51	5.03	8.71	6.39
500人以上	12.39	10.24	15.60	14.12
1000人以上(再)	6.61	5.50	8.26	7.73

4. 標準報酬等級別の支給状況

傷病手当金の支給件数について標準報酬等級別の割合をみると、18級(220千円)が9.19%で最も高くなっている。男女別にみると、男性は20級(260千円)が9.26%で最も高く、女性は18級(220千円)が9.78%で最も高くなっている。(分析表第6表)

被保険者の標準報酬等級別の分布と比較すると図5のようになり、傷病手当金の受給者は、21級までは被保険者数より概ね高くなっているが、22級以上では被保険者数より低くなっている。

図5 標準報酬等級別分布の比較



5. 支給日数別の支給状況

支給日数別の件数割合をみると、30日(16.53%)、31日(27.88%)の割合が高くなっており、この両日数で4割弱を占めている。1日当たりの金額をみると、支給日数が31日で5,792円と最も高くなっている。(表6)

表6 支給日数別 支給状況

日 数 階 級	件 数 の 割 合	1 日 当 たり 金 額
	(%)	(円)
総 数	100.00	5,421
1～10日	8.25	5,024
11～20日	12.46	5,133
21～29日	12.27	5,280
30日	16.53	5,566
31日	27.88	5,792
32～40日	5.62	5,243
41～50日	4.02	5,286
51～60日	2.70	5,248
61日以上	10.28	5,215

6. 支給回数別の支給状況

傷病手当金の支給回数(申請回数)別の件数割合をみたものが表7である。

1回が32.02%で最も高くなっており、回数が増えるに従い件数割合は減少しているが、11回以上(1回の日数が30日とするとほぼ1年分)申請している者も15.02%いる。

男女別にみると、女性の1回の割合は男性に比べ約8.5ポイント高くなっており、全体的に女性の方が支給回数は少なくなっている。

表7 支給回数別 件数割合

	合 計	男 性	女 性
	(%)	(%)	(%)
総 数	100.00	100.00	100.00
1 回	32.02	28.63	37.09
2 回	14.16	13.88	14.58
3 回	9.05	9.29	8.69
4 回	6.67	6.95	6.26
5 回	5.34	5.60	4.95
6 回	4.61	4.92	4.15
7 回	4.14	4.49	3.61
8 回	3.46	3.79	2.97
9 回	3.00	3.31	2.54
10 回	2.53	2.72	2.23
11回以上	15.02	16.43	12.93

7. 支給期間別の支給状況

傷病手当金の支給期間(支給開始日から平成25年10月の申請の支給末日までの期間)別の支給状況をみたものが表8であり、平均支給期間は166.67日(約6ヶ月)となっている。

支給期間別の件数割合は30日以下が22.33%と高く、31～60日が14.90%、61～90日が10.07%となっており、期間が長くなるに従い割合が低下している。

支給期間を男女別にみると、平均支給期間は男性が174.92日、女性は154.34日となっており、男性の方が長くなっている。

平均支給期間を傷病別にみると、精神及び行動の障害(220.30日)、循環器系の疾患(198.38日)、神経系の疾患(194.26日)が長く、一方、妊娠、分娩及び産じょく(53.56日)、周産期に発生した病態(64.30日)は短くなっている。男女別にみると、男性は精神及び行動の障害(222.80日)、循環器系の疾患(200.41日)が長く、女性は精神及び行動の障害(217.19日)、神経系の疾患(189.87日)が長くなっている。(分析表第9表)

表8 支給期間別 支給状況

	総 数		男 性		女 性	
	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)
総 数	100.00	176,418	100.00	190,690	100.00	154,506
30日以下	22.33	83,554	20.63	92,601	24.86	72,327
31～60日	14.90	180,055	13.98	195,418	16.27	160,320
61～90日	10.07	214,896	9.78	229,695	10.51	194,311
91～120日	6.85	211,514	6.90	222,937	6.77	194,117
121～150日	5.40	207,710	5.68	219,207	4.97	188,065
151～180日	4.56	215,819	4.71	228,367	4.35	195,503
181～210日	4.35	206,374	4.61	218,648	3.95	184,910
211～240日	3.77	210,480	4.11	221,646	3.27	189,473
241～270日	2.96	211,917	3.16	222,899	2.67	192,483
271～300日	2.75	213,435	2.97	227,752	2.40	186,968
301～330日	2.79	207,806	3.03	221,205	2.45	183,049
331～360日	2.80	211,902	2.97	224,237	2.55	190,497
361～390日	2.64	204,888	2.71	212,995	2.53	191,864
391～420日	2.40	197,065	2.46	209,700	2.32	177,092
421～450日	2.51	208,894	2.71	224,285	2.21	180,707
451～480日	2.36	199,059	2.53	213,708	2.10	172,720
481～510日	2.16	207,297	2.32	219,265	1.93	185,802
511～540日	1.88	199,405	2.07	210,610	1.60	177,763
541日以上	2.51	201,075	2.68	208,962	2.27	187,204
平均支給期間(日)	166.67		174.92		154.34	

8. 減額支給の状況

傷病手当金は労務不能になってから3日間は支給されず、4日目から支給が開始される(健康保険法第99条)。また、出産手当金が支給された場合や、報酬の全部または一部を受けることができる場合には、全部または一部が支給停止される(同法第103条、第108条第1項)。さらに、厚生年金保険法による障害厚生年金や障害手当金を受給できるときにも同様の措置が設けられている(同法第108条第2項及び第3項)。

今回の調査客体のうち、傷病手当金の全部または一部が支給停止となっているものは37,540件であり、全体の43.5%となっている。支給日数(一部減額されて支給された日数を含む。)は1,108,459日であり、全額不支給の日数は155,325日となっている。また、減額金額(全額不支給となった金額は含まない。)は39億3,967万円となっている。(表9)

表9 減額事由別 減額者への支給状況

減 額 事 由	件 数	日 数	金 額	減 額 金 額	不 支 給 日 数
			(千円)	(千円)	
総 数	37,540	1,108,459	5,488,368	3,939,666	155,325
初回請求で3日間の待機期間	26,684	752,831	3,857,300	297,229	100,352
報酬の一部支給	3,808	111,178	608,150	94,993	14,907
障害年金受給	914	33,366	123,913	909,797	276
障害手当金支給	-	-	-	-	-
老齢年金または退職共済年金受給	2,968	114,015	395,697	2,479,911	2,005
労災保険法の休業補償費	-	-	-	-	-
公害補償法の補償給付	-	-	-	-	-
そ の 他	3,166	97,069	503,307	157,736	37,785

注1 「件数」は、減額期間または不支給期間がある者に係るものである。

2 「日数」は、一部減額されて支給された日数を含む。(全額不支給の日数は含まない。)

3 「金額」は、支給された金額である。(一部支給の金額を含む。)

4 「減額金額」は、一部減額となった金額である。(全額不支給の金額は含まない。)

5 「不支給日数」は、全額不支給の日数である。

9. 資格喪失者及び現存者の状況

傷病手当金の支給件数のうち、資格喪失者に対するものは19,290件で全体の22.34%、現存者に対するものは67,042件で全体の77.66%となっている。

傷病別に資格喪失者、現存者の支給状況をみると、資格喪失者の件数割合では精神及び行動の障害(42.70%)、新生物(15.02%)、循環器系の疾患(13.33%)が高く、現存者の件数割合は新生物(21.95%)、精神及び行動の障害(20.77%)、筋骨格系及び結合組織の疾患(11.37%)が高くなっている。(分析表第10表)

傷病別に全体の件数に対する資格喪失者の件数の割合をみると、精神及び行動の傷害(42.70%)、新生物(15.02%)、循環器系の疾患(13.33%)が高く、周産期に発生した病態(0.00%)、先天奇形、変形及び染色体異常(0.17%)、妊娠、分娩及び産じょく(0.26%)は低くなっている。(分析表第11表)

10. 都道府県別の支給状況

都道府県別の支給状況をみると、件数の割合では東京が全国の10.31%を占めていて最も高く、次いで大阪(8.22%)、福岡(6.26%)、愛知(5.95%)、北海道(4.61%)の順となっている。

被保険者千人当たり件数を都道府県別に比較すると、沖縄(5.628件)、福岡(5.432件)、宮崎(5.289

件)、秋田(5.092件)が高く、富山(3.322件)、山梨(3.448件)、石川(3.580件)は低くなっている。

平均支給期間をみると、長いのは東京(185.60日)、神奈川(181.28日)、大阪(180.19日)などであり、短いのは福井(134.25日)、岩手(139.19日)、秋田(141.33日)などとなっている。

全受給者に対する減額者の割合は、岩手(53.70%)、福井(52.79%)、富山(51.79%)の順で高くなっており、全国のうち3都道府県が減額者の割合が50%を超えている。減額者の割合が低い順では、東京(37.62%)、大阪(39.41%)、神奈川(40.03%)となっている。

全受給者に対する資格喪失者の割合は、東京(28.60%)、北海道(25.57%)、千葉(24.78%)の順で高くなっており、秋田(15.15%)、福井(16.84%)、熊本(17.39%)の順で低くなっている。(分析表第12表)

都道府県別に全受給者の傷病別件数割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害、新生物の件数割合が高くなっており、精神及び行動の障害は東京(36.79%)で30%を超えている。(表10)

また、資格喪失者の傷病別件数割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害の割合が最も高くなっており、東京、山梨では、50%を超えている。(表11)

表10 都道府県別 件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全 国	精神及び行動の障害	25.67	新生物	20.40	循環器系の疾患	11.54
北 海 道	新生物	24.99	精神及び行動の障害	22.67	循環器系の疾患	13.17
青 森	新生物	23.51	精神及び行動の障害	18.08	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.58
岩 手	新生物	20.62	精神及び行動の障害	19.84	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.06
宮 城	精神及び行動の障害	24.53	新生物	20.38	循環器系の疾患	12.87
秋 田	新生物	24.33	精神及び行動の障害	18.64	循環器系の疾患 筋骨格系及び結合組織の疾患	11.76
山 形	新生物	23.20	精神及び行動の障害	19.31	循環器系の疾患	11.89
福 島	新生物	23.70	精神及び行動の障害	21.12	循環器系の疾患	11.88
茨 城	新生物	20.85	精神及び行動の障害	20.60	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.44
栃 木	新生物	23.56	精神及び行動の障害	21.17	循環器系の疾患	15.32
群 馬	精神及び行動の障害	21.30	新生物	16.97	循環器系の疾患	13.97
埼 玉	精神及び行動の障害	22.83	新生物	21.36	循環器系の疾患	13.06
千 葉	精神及び行動の障害	25.25	新生物	20.61	循環器系の疾患	13.64
東 京	精神及び行動の障害	36.79	新生物	16.89	循環器系の疾患	10.90
神 奈 川	精神及び行動の障害	29.90	新生物	19.35	循環器系の疾患	13.60
新 潟	精神及び行動の障害	22.73	新生物	22.15	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.80
富 山	新生物	22.38	精神及び行動の障害	18.16	循環器系の疾患	14.96
石 川	精神及び行動の障害	25.28	新生物	21.54	循環器系の疾患	12.24
福 井	新生物	22.41	精神及び行動の障害	19.89	循環器系の疾患	10.61
山 梨	精神及び行動の障害	26.19	新生物	2.00	筋骨格系及び結合組織の疾患	15.37
長 野	精神及び行動の障害	26.96	新生物	2.00	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.92
岐 阜	精神及び行動の障害	23.73	新生物	2.00	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.60
静 岡	精神及び行動の障害 新生物	23.00			筋骨格系及び結合組織の疾患	12.29
愛 知	精神及び行動の障害	29.46	新生物	19.79	循環器系の疾患	11.64
三 重	新生物	20.48	精神及び行動の障害	20.12	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.83
滋 賀	精神及び行動の障害	25.12	新生物	19.36	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.13
京 都	精神及び行動の障害	29.34	新生物	18.74	循環器系の疾患	11.22
大 阪	精神及び行動の障害	29.69	新生物	19.92	循環器系の疾患	10.90
兵 庫	精神及び行動の障害	25.25	新生物	21.92	循環器系の疾患	11.84
奈 良	精神及び行動の障害	24.75	新生物	17.64	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.95
和 歌 山	精神及び行動の障害	22.40	新生物	19.81	循環器系の疾患	11.07
鳥 取	新生物	23.22	精神及び行動の障害	21.34	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.00
島 根	精神及び行動の障害	23.31	新生物	20.22	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.52
岡 山	精神及び行動の障害	25.29	新生物	21.27	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.15
広 島	精神及び行動の障害	23.06	新生物	20.32	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.90
山 口	新生物	22.36	精神及び行動の障害	19.86	循環器系の疾患	11.12
徳 島	新生物	21.85	精神及び行動の障害	15.73	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.11
香 川	精神及び行動の障害	21.84	新生物	18.45	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.35
愛 媛	新生物	23.32	精神及び行動の障害	22.47	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.43
高 知	精神及び行動の障害	23.92	新生物	18.36	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.58
福 岡	精神及び行動の障害	25.93	新生物	19.20	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.67
佐 賀	新生物	21.17	精神及び行動の障害	20.07	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.83
長 崎	新生物	21.90	精神及び行動の障害	20.72	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.34
熊 本	精神及び行動の障害	23.51	新生物	19.54	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.17
大 分	精神及び行動の障害	23.37	新生物	18.98	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.22
宮 崎	精神及び行動の障害	21.27	新生物	19.04	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.06
鹿 児 島	新生物	21.16	精神及び行動の障害	18.16	循環器系の疾患	12.67
沖 縄	精神及び行動の障害	26.44	新生物	15.22	循環器系の疾患	11.62

表11 都道府県別 資格喪失者の件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全 国	精神及び行動の障害	42.70	新生物	15.02	循環器系の疾患	13.33
北 海 道	精神及び行動の障害	36.97	新生物	19.37	循環器系の疾患	16.32
青 森	精神及び行動の障害	35.68	新生物	20.00	循環器系の疾患	15.68
岩 手	精神及び行動の障害	37.02	新生物	17.68	筋骨格系及び結合組織の疾患 循環器系の疾患	11.60
宮 城	精神及び行動の障害	39.54	新生物	16.01	循環器系の疾患	14.71
秋 田	精神及び行動の障害	38.82	新生物	19.74	循環器系の疾患	18.42
山 形	精神及び行動の障害	33.76	循環器系の疾患	17.83	新生物	14.01
福 島	精神及び行動の障害	37.15	新生物	18.40	循環器系の疾患	11.81
茨 城	精神及び行動の障害	29.13	筋骨格系及び結合組織の疾患	17.80	新生物	16.18
栃 木	精神及び行動の障害	34.92	新生物	20.24	循環器系の疾患	17.06
群 馬	精神及び行動の障害	34.17	循環器系の疾患	19.12	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.66
埼 玉	精神及び行動の障害	38.48	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.65	循環器系の疾患	14.06
千 葉	精神及び行動の障害	38.45	循環器系の疾患	18.70	新生物	14.50
東 京	精神及び行動の障害	56.17	循環器系の疾患	11.55	新生物	10.96
神 奈 川	精神及び行動の障害	44.86	循環器系の疾患	15.64	新生物	13.58
新 潟	精神及び行動の障害	40.18	新生物	16.67	循環器系の疾患	15.48
富 山	精神及び行動の障害	32.61	循環器系の疾患	22.46	新生物	18.12
石 川	精神及び行動の障害	39.57	循環器系の疾患	19.79	新生物	17.11
福 井	精神及び行動の障害	37.01	新生物	26.77	循環器系の疾患	15.75
山 梨	精神及び行動の障害	50.60	新生物	21.69	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.25
長 野	精神及び行動の障害	44.25	循環器系の疾患	13.57	新生物	11.50
岐 阜	精神及び行動の障害	37.67	新生物	20.50	循環器系の疾患	15.79
静 岡	精神及び行動の障害	35.67	新生物	16.70	循環器系の疾患	14.42
愛 知	精神及び行動の障害	46.32	新生物	14.93	循環器系の疾患	13.21
三 重	精神及び行動の障害	34.47	筋骨格系及び結合組織の疾患 循環器系の疾患	16.02		
滋 賀	精神及び行動の障害	32.72	新生物	18.52	循環器系の疾患	11.11
京 都	精神及び行動の障害	45.31	新生物	14.90	循環器系の疾患	10.82
大 阪	精神及び行動の障害	46.54	新生物	12.65	循環器系の疾患	10.88
兵 庫	精神及び行動の障害	43.95	新生物	15.72	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.99
奈 良	精神及び行動の障害	43.28	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.69	循環器系の疾患	11.19
和 歌 山	精神及び行動の障害	40.76	新生物	14.01	神経系の疾患	10.19
鳥 取	精神及び行動の障害	34.29	新生物	26.67	神経系の疾患	8.57
島 根	精神及び行動の障害	41.27	新生物	18.25	循環器系の疾患	11.11
岡 山	精神及び行動の障害	48.59	新生物	13.79	循環器系の疾患	11.60
広 島	精神及び行動の障害	42.69	新生物	14.43	循環器系の疾患	11.07
山 口	精神及び行動の障害	39.71	循環器系の疾患	15.69	新生物	14.71
徳 島	精神及び行動の障害	25.00	新生物	22.79	循環器系の疾患	19.85
香 川	精神及び行動の障害	42.69	新生物	12.87	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.28
愛 媛	精神及び行動の障害	36.36	新生物	22.40	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.31
高 知	精神及び行動の障害	43.71	筋骨格系及び結合組織の疾患	15.89	新生物	13.91
福 岡	精神及び行動の障害	42.64	新生物	14.00	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.33
佐 賀	精神及び行動の障害	35.88	新生物	19.41	循環器系の疾患	15.29
長 崎	精神及び行動の障害	37.55	新生物	20.31	循環器系の疾患	13.79
熊 本	精神及び行動の障害	45.56	新生物	17.76	循環器系の疾患	12.74
大 分	精神及び行動の障害	42.48	新生物	13.27	循環器系の疾患	12.83
宮 崎	精神及び行動の障害	37.68	筋骨格系及び結合組織の疾患 循環器系の疾患	15.22		
鹿 児 島	精神及び行動の障害	34.88	循環器系の疾患	16.98	新生物	16.36
沖 縄	精神及び行動の障害	37.50	新生物	14.14	循環器系の疾患	12.83